

課程修了者の日本語能力習得状況について

(告示基準 1 条 1 項 44 号に関する報告)

ARC 京都日本語学校

- ・2019 年 10 月以降に留学の在留資格で入学し、課程修了の認定を受けた留学生 : 4 名
- ・上記のうち、以下の基準に該当する留学生数 : 4 名

<基準>

- a : 大学等への進学
- b : 入管法別表第 1 の 1 の表若しくは第 1 の 2 の表の上欄の在留資格 (外交・公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者
- c : CEFR・A2相当以上と認められる者

<基準該当者の内訳>

- a : 1 名
- b : 0 名
- c : 3 名 (※試験により証明)

以上